

平成30年度公立大学法人福知山公立大学剰余金(当期末処分利益)の承認に係る事務局確認事項

1 剰余金の承認の基本的考え方

○剰余金承認の対象となる利益

福知山市長の繰越承認の対象となる利益は、法第40条第3項及び会計基準第72に基づき、損益計算において生じた利益のうち次の要件に合致する場合とする。

- (1) 当該事業年度における経営努力により生じたもの。
- (2) 中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするもの。

○経営努力の認定基準

- (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（以下「自己収入」という。）から生じた利益
- (2) 運営費交付金に基づく収益において、中期計画及び年度計画の記載内容に照らし、法人が本来行うべき業務を効率的に行った結果生じた利益（教職員人件費、管理的経費の抑制等）
- (3) その他、法人において経営努力によることを立証した利益

「公立大学法人福知山公立大学の利益処分に関する基本的な考え方」に基づき、剰余金が経営努力により生じたものであるかどうかの観点から確認を行った。

2 平成30年度剰余金(当期末処分利益)

(1) 平成30年度当期総利益(損益計算書より) 770千円

(2) 収支差額の概要(決算報告書より)

①収入の部

(単位：千円)

区分	予算額	決算額	差額 (決算－予算)
運営費交付金	282,104	282,104	—
授業料等収入	257,908	257,871	△37
受託研究等収入	2,000	2,025	25
補助金収入	53,571	63,381	9,810
その他収入	22,555	17,834	△4,721
計	618,138	623,215	5,077

(差額の主な発生要因)

- ・補助金収入について、市から3号館施設に係る改修設計費補助金(10,557千円)が追加交付されたことなどにより予算に比して9,810千円の増収となった。
- ・その他収入について、教務系システム導入費の減に伴い、目的積立金からの繰入を行わなかったことなどにより予算に比して4,721千円の減収となった。

②支出の部

(単位：千円)

区分	予算額	決算額	差額 (決算－予算)
教育研究費	122,678	125,840	3,162
一般管理費	108,566	115,117	6,551
人件費	384,894	373,039	△11,855
受託研究費	2,000	2,025	25
計	618,138	616,021	△2,117

(差額の主な発生要因)

- ・教育研究費について、教務系システム導入費が減額となったが、補助金を財源とする3号館施設に係る改修設計業務に伴う支出増などにより、予算に比して3,162千円増加した。
- ・一般管理費について、新学部設置準備に係る募集媒体の追加を行ったことなどにより、予算に比して6,551千円増加した。
- ・人件費について、前年度末に退職した教職員の補充採用が年度後期になったことなどにより、予算に比して11,855千円減少した。

③支出差額

収支差額	7,194千円	決算報告書における収支差額
翌年度繰越額	6,424千円	授業料債務など
差引当期総利益 (利益処分対象額)	770千円	

3 剰余金の承認に係る事務局確認事項

チェック項目	チェック結果
ア 経営努力により生じた利益か。	自己収入を確保するとともに、経費削減に努めるなど経営努力により生じた利益であると確認した。
イ 中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするものか。	教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てることを確認した。

4 事務局確認結果

「公立大学法人福知山公立大学の利益処分に関する基本的な考え方」に定める経営努力の認定基準を満たしていることを確認した。